

令和6年度 技術情報第5号
いちご 炭疽病

令和6年11月27日
静岡県病虫害防除所長

いちごの炭疽病が例年よりも多く発生しています。
今後も被害の発生、拡大の恐れがあるため、防除の徹底をお願いします。

1 発生状況

- (1) 令和6年11月中旬に行ったいちごの巡回調査では、炭疽病の平均発病株率は2.7%（平年1.4%）、発生面積率は36.7%（平年23.7%）と平年より発生が多かった（表1）。
- (2) 同様に、地域別の発病株率及び発生面積率は、東部地域では0.6%（平年1.9%）及び20.0%（平年27.0%）、中部地域では3.0%（平年0.7%）及び30.0%（平年16.0%）、中遠地域では4.4%（平年1.6%）及び60.0%（平年28.0%）と、中部及び中遠地域での発生が多かった（表1）。
- (3) 本年は11月までの気温が平年より高く推移しており、育苗ほで保菌した潜在感染株の発病が助長されたと考えられる。

2 防除対策

- (1) ほ場の見回りを徹底し、発病株や発病が疑われる株の早期発見と除去に努める。春先、気温の上昇とともに発病が進展する恐れがあるため注意する。
- (2) 発病株は培土も含めて抜き取りほ場外へ出す。発病残さは肥料袋などに入れ、残さ重量の半分程度の水を添加したうえで密閉し、嫌氣的発酵処理を行い処分する。冬期の場合、殺菌に2ヶ月程要する。
- (3) 本病原菌は水滴の飛散等によって伝染する。薬剤散布も伝染を助長する可能性があるため、殺虫剤のみの散布、感受性低下の疑われる剤（MBC殺菌剤（FRAC:1）、DMI殺菌剤（FRAC:3）、Qoi殺菌剤（FRAC:11））の散布は避ける（表2）。
- (4) 多発ほ場では、自家採苗した苗は潜在感染している可能性が高いため、親株に用いることは避け、無病苗への更新に努める。また、育苗ほでの感染拡大を防ぐため、水滴が飛散する頭上かん水は避け、株元かん水、チューブかん水を行う等、次年度の対策に努める。
- (5) 不明な点については、病虫害防除所、農林事務所等の指導機関に問い合わせる。

表1 県内各地域のいちごにおける炭疽病の発生状況（11月中旬）

		東部	中部	中遠	県平均
発病株率(%)	本年	0.6	3.0	4.4	2.7
	平年	1.9	0.7	1.6	1.4
発生面積率(%)	本年	20.0	30.0	60.0	37.0
	平年	27.0	16.0	28.0	23.7

注) 各地域10ほ場、1ほ場あたり50株を調査。

表2 本ほで使用できるいちごの炭疽病に対する主な防除薬剤¹⁾

商品名	使用方法	希釈倍数	使用時期	使用回数	FRAC コード
ICボルドー66D	散布	100倍	—	—	M1
セイビアーフロアブル20	散布	1000倍	収穫前日まで	3回以内	12
ベルコートフロアブル	散布	2000倍	収穫前日まで（生育期）	5回以内	M7

1) 静岡県農薬安全使用指針・農作物病害虫防除基準 (<https://www.s-boujo.jp/>) に掲載されている薬剤から抜粋



図1 萎凋症状を示した発病株

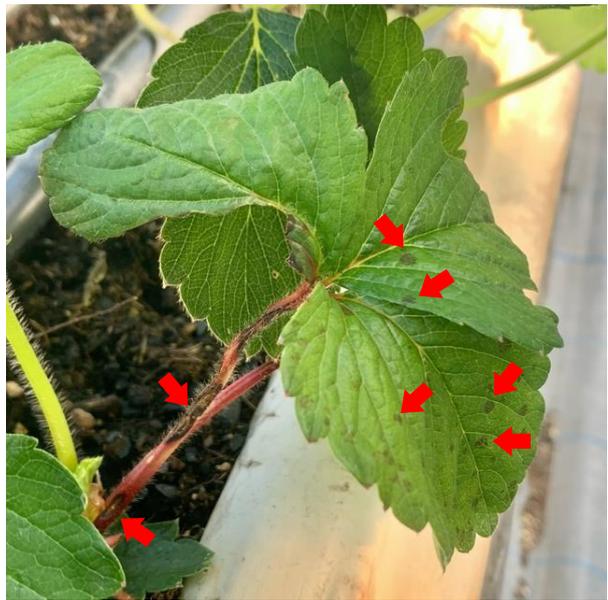


図2 葉と葉柄に発生した病斑

【問合せ先】 静岡県病害虫防除所

〒438-0803 磐田市富丘 678-1 TEL 0538-36-1543 FAX 0538-33-0780

ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/norinjimusho/1058658/boujo/index.html>

